福島県土地改良区運営基盤強化基本方針(令和6年度~令和10年度)

令和6年3月

福島県土地改良区運営基盤強化協議会

「福 島 県] 福島県土地改良事業団体連合会]

目 次

第1章	福島県における土地改良区の統合整備・・・・・・	1
1	これまでの土地改良区の推移・・・・・・・・・	1
2	土地改良区統合整備基本計画の進捗状況・・・・・・	2
3	土地改良区の運営基盤強化に向けた基本方針	
	の振り返り・・・・	5
第2章	土地改良区の現状と課題・・・・・・・・・・・	9
1	土地改良区を取り巻く現状・・・・・・・・・	9
2	土地改良区が抱える課題・・・・・・・・・・・	9
第3章	基盤強化に向けた基本方針・・・・・・・・ 1	1
1	変革が求められる土地改良区・・・・・・・ 1	1
2	土地改良区統合整備の推進・・・・・・・・ 1	1
3	統合整備の方針・・・・・・・・・・・ 1	3
4	その他の運営基盤強化に向けた方針・・・・・・ 1	4
ア	アンケート調査結果・・・・・・・・・・・ 1	6
第4章	土地改良区運営基盤強化基本方針の推進体制・・・・ 1	9
1	福島県土地改良区運営基盤強化協議会・・・・・・ 1	9

第1章 福島県における土地改良区の統合整備

1 これまでの土地改良区の推移

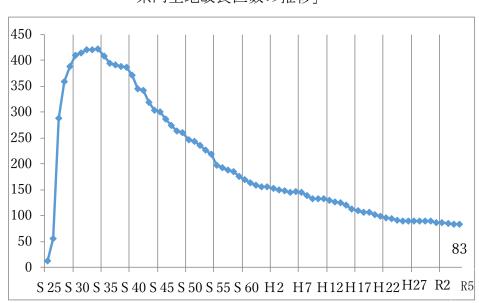
土地改良区は、農業者を組合員とし、農業・農村の整備を目的とする土地改良事業を実施するために設立された法人であり、農業生産基盤の整備や土地改良施設の維持管理を担う団体として重要な役割を果たしております。

昭和24年の土地改良法の施行により水利組合や耕地整理組合から移行したものに加え、土地改良区が主体的に事業を行う補助制度ができたことから、 旺盛な事業需要のなか"1事業1土地改良区"とされていたこともあって、新たな事業の施行に併せて土地改良区が設立されたため、土地改良区数は昭和34年度末には420地区(連合除く。以下同じ)に達しました。

昭和39年には、2つ以上の事業の施行を目的とした土地改良区を設立できるよう土地改良法が改正されたことを契機として、土地改良区の組織運営基盤強化を目的とした合併等の気運が高まりました。このため、国では、昭和39年から4年間にわたり合併等を推進する統合整備対策をモデル的に実施しました。この間に、本県では合併により47地区、解散により14地区が減少しました。

昭和40年代後半からは、米の減反政策という農業政策の大きな転機の中で、土地改良区の一層の組織運営基盤強化が求められるようになり、本県では昭和45年度から平成元年度までの20年間に59地区で新たに設立されましたが、合併により94地区、解散により113地区が減少しました。

平成2年度には、国の統合整備対策が拡充されたことを受けて、平成6年3月に「福島県土地改良区統合整備基本計画」を策定し、土地改良区の統合整備を計画的に推進した結果、平成6年度から令和5年度までの30年間に、本県では合併により27地区、解散により43地区が減少し、令和5年度末の土地改良区数は83地区となりました。



「県内土地改良区数の推移」

2 土地改良区統合整備基本計画の進捗状況

(1) 第一次基本計画の策定(平成6年3月)

平成4年に策定された「福島県長期総合計画~ふくしま新世紀プラン~」 及び平成5年に策定された「福島県第4次土地改良長期計画~ふくしま新農村整備プラン~」に基づき、組織運営基盤の強化を目的とする土地改良区の 統合整備を計画的に推進するため、本計画を策定しました。

[基本方針]

- 1) 合併の基本方針
 - 同一水系一土地改良区の合併。
 - 水系単位が困難な場合は、一市町村一土地改良区の合併。
 - 重複・重畳土地改良区の解消。
 - 小規模(500ha未満)十地改良区の解消。
- 2) 合同事務所設置の基本方針
 - 合併が適当でない場合は、行政区域単位での合同事務所の設置。
- 3) 解散の基本方針
 - 事業完了等により解散が適当と認められる場合は解散。
- 4) 存続の基本方針
 - 小規模な土地改良区が存続する場合は、市町村からの支援等を検討。
- 〔期 間〕平成6年度~平成10年度 5ヶ年計画
- [目標]120地区(平成5年度末:144地区)
- [実 績] 131地区(達成率: $54.2\% = \triangle 13/\triangle 24$)

(2) 第二次基本計画の策定(平成11年3月)

社会・経済情勢の変化を受け、また、統合整備を推進してきた中で浮かび 上がってきた様々な課題に対応するため、第一次基本計画の見直しを行い、新 たな基本計画を策定しました。

[見直し点]

- 1) 第一次基本計画に掲げられた合併地区等を見直し、土地改良区の組織強化に向けて取り組むべき現実的な方向性や、基本計画期間後における統合整備推進地区を改めて示す。
- 2) 関係土地改良区の役職員で構成される各地区の統合整備研究会に、県・関係市町村・福島県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)の職員が参画し、組合員の啓蒙等を通して合併等の機運の醸成を図り、土地改良区の主体的な取組を促す推進体制を構築する。

「基本方針」第一次基本計画と同じ

- 〔期 間〕平成11年度~平成15年度 5ヶ年計画
- [目標]102地区(平成10年度末:131地区)
- [実 績] $119地区 (達成率: 41.4\% = \triangle 12/\triangle 29)$

(3) 第二次基本計画の期間の延長(平成16年4月)

土地改良区の重要な連携先である市町村においては、地方分権推進の流れの中で「平成の大合併」と称される合併問題等に直面しており、このような中で実効性のある基本計画を策定するには、市町村合併の動向を見極めた上で新たな基本計画を策定することが妥当と判断し、第二次基本計画の期間を2ヶ年延長し、各地区の推進状況を勘案した部分的な修正を行いました。

[見直し点]

- 1) 計画期間 5ヶ年(平成15年度まで)→7ヶ年(平成17年度まで)
- 2) 目標値 $1 \ 0 \ 2 \rightarrow 1 \ 0 \ 1$ (合併による減 $20 \rightarrow 17$ 、

解散による減 11→15)

- 〔期 間〕平成11年度~平成17年度 7ヶ年計画
- [目標]101地区(平成10年度末:131地区)
- 〔実 績〕109地区(達成率: 73.3%=△22/△30)

(4) 第三次基本計画の策定(平成18年3月)

少子・高齢化社会の到来や農村地域における一層の混住化など、さらなる情勢変化に対する新たな対応が求められる状況の下、平成17年3月に策定された国の新たな食料・農業・農村基本計画において、担い手への施策の特化や地域の主体性・自主性に重点をおいた施策の方向性が示され、地域の農業者により組織される土地改良区は、地域の貴重な組織資源として、これまで以上の役割が期待されてきました。

このような中、第三次基本計画策定に当たっては、これまでも統合整備の 推進に不可欠とされていた土地改良区の主体的な行動を促すため、新たな視 点を盛り込むなどの見直しを行いました。

〔見直し点〕

- 1) 土地改良区が置かれた現状や農業施策の今後の方向性を踏まえ、これからの土地改良区に求められる使命・役割、今後のあり方を検討し、提示する。
- 2) 統合整備の基本方針として、合併・解散のほか、各土地改良区の意向を考慮し、存続する場合の具体的な組織運営基盤強化の方策についても検討し、提示する。
- 3) 基本計画の策定と統合整備の推進に当たっては、これまで県が主体となって取り組んできたが、土地改良区の協同組織である連合会も実施主体として位置付ける。

〔基本方針〕第二次基本計画と同じ

- [期 間] 平成18年度~平成22年度 5ヶ年計画
- [目標] 81地区(平成17年度末:109地区)
- [実 績] 94地区(達成率: 53.6%=△15/△28)

(5) 第四次基本計画の策定(平成26年4月)

土地改良区の統合整備に向けた取組みに対する成果が十分ではない中で、 第三次基本計画が平成22年度に最終年度を迎えることから、同年度において、第四次基本計画の策定作業を進めていましたが、平成23年3月11日 に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響に より土地改良区の運営が困難な地域が見られたことなどから、状況が落ち着 くまで策定を中断することとしました。

そのような中、平成24年度には浜通りの土地改良区において、復興に向けた合同事務所設置の動きや将来的な合併を見据えた役員の勉強会が再開されるなどの動きが出てきたことや、東日本大震災から2年が経過していることを踏まえ、計画策定作業を再開し、平成25年3月に策定された福島県農林水産業振興計画(「ふくしま農林水産業新生プラン」)の基本目標である『"いのち"を支え未来につなぐ新生ふくしまの「食」と「ふるさと」』の実現に向け、今後とも主体的に行動する土地改良区として組織運営基盤の強化を図る必要があるため、計画年度を平成26年度から平成30年度までとする基本計画を策定しました。

[見直し点]

- 1) 『"いのち"を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの「食」と「ふるさと」』 の実現。
- 2) 今後とも主体的に行動する土地改良区として組織運営基盤の強化を図る。

[基本方針] 第三次基本計画と同じ

〔期 間〕平成26年度~平成30年度 5ヶ年計画

[目標]82地区(平成25年度末:89地区)

[実 績] 88地区(達成率: 14.3%=△1/△7)

(6) 第五次基本計画の策定(平成31年4月)から現在まで

平成30年6月の土地改良法の改正で、土地改良区のあり方が大きく見直され、施設管理事業を実施する土地改良区は、貸借対照表作成の原則義務づけにより、財務状況の明確化と減価償却による土地改良施設の現在価値の明示が求められ、土地改良区においても会計知識を有する職員が必要になりました。また、施設更新に備えた積立事業が必要とされる中、賦課単価の引き上げは難しく、土地改良区の規模を拡大することが一層重要となり、地区面積500ha以上、職員体制2人以上という土地改良区の規模が、特別な事情を除き、組織存立の基本要件となってきました。

これに伴い、小規模土地改良区管理施設の市町村移管が進行し、平成5年度末に144地区であった土地改良区は、令和4年度末までに83地区となり、土地改良区の組織運営基盤の強化に関して一定の成果を得ることができました。

しかしながら、表1のとおり、令和5年度末においては、平成30年度末

と比較して5地区減少(解散6地区、新設1地区)となりましたが、土地改良区が自らの問題として統合整備に向かうまでには至りませんでした。

また、土地改良区の4割超が重複地区を有するほか、約1/3が500ha 未満の小規模土地改良区として残されている状況にあります。

さらに、あらゆる分野において男女共同参画が進み、土地改良区においても 令和7年度までに理事に占める女性の割合の目標が10%以上と定められ、女 性理事の登用が重要な課題となりました。

〔基本方針〕統合推進から基盤強化支援へ

〔期 間〕平成31年度(令和元年度)~令和5年度 5ヶ年計画

[目標]82地区(平成30年度末:88地区)

[実 績] 83 地区 (達成率: $83.3\% = \triangle 5 / \triangle 6$)

表 1

年 度	H 5	H 1 0	H 1 7	H 2 2	H 2 5	H 3 0	R 5
		(第一次	(第二次	(第三次	(参考)	(第四次	(第五次
		計画最終	計画最終	計画最終		計画最終	計画最終
		年度)	年度)	年度)		年度)	年度)
土地改良区数	1 4 4	131	109	9 4	8 9	8 8	8 3
(連合含む)	144	1 5 1	109	94	0 9	0 0	
重複土地改良区	8 2	7 4	5 0	4 4	3 9	3 7	3 7
	(56.9%)	(56. 5%)	(45.9%)	(46.8%)	(43.8%)	(42.0%)	(44.6%)
小規模土地改良	5 6	4 9	3 8	3 3	3 0	3 2	3 0
区(500ha 未満)	(38.9%)	(37. 4%)	(34.9%)	(35. 1)	(33. 7%)	(35. 4%)	(36.1%)
目標値		1 2 0	1 0 1	8 1		8 2	8 2
計画達成率	_	54. 2%	73. 3%	53.6%	_	14. 3%	83.3%

3 土地改良区の運営基盤強化に向けた基本方針の振り返り

(1) 土地改良区のあり方を振り返って

①財政面から振り返る

貸借対照表の公表義務化に伴い、土地改良区の資産増減が同一の尺度で確認できる時代となりました。土地改良区の財政基盤は、標準的な民間企業と比較しても脆弱と言わざるを得ない状況が、この5年間の数値によっても明確になり、土地改良区の財政基盤の強化が急務となっています。また、突発事故に対しても営農継続を可能とする施設更新費用の確保と、その費用負担の世代間公平性を確保するためにも、土地改良区の財政強化が重要となっています。

しかし、賦課金と補助金を基本財源とする土地改良区において営利拡大を

目的とする新規事業を行う選択肢はなく、また補助金収入増が期待できない 状況下では、組合員である農業者の収入及び家計の改善を展望する以外、収 支の改善は見込めません。施設の他目的利用が一つの改善方法として脚光を 浴びましたが、これも一定規模の土地改良区でなければ収益改善にはつなが らず、小規模運営の弊害に直面している状況です。

複式簿記の導入にあたっては、連合会に会計の専門家を配置し、土地改良 区の巡回指導を行っています。今後も、複式簿記導入済でも不慣れな土地改 良区への会計指導を行う必要があります。

また、未収賦課金の解消、滞納処分強化対策として未収賦課金解消等アドバイザーを連合会に配置し、土地改良区の支援・指導を平成31年より現在まで行いました。未収賦課金の解消に一定の効果があり、今後も未収金の回収や滞納処分の経験のない土地改良区へ巡回指導を行う必要があります。

- a 複式簿記の導入の状況
 - ア) 複式簿記の導入土地改良区数(67地区)
 - イ) 単式簿記継続し年度末一括仕訳を行う土地改良区数 (7地区)
 - ウ)貸借対照表公表義務免除土地改良区数(9地区)
- b 未収金の解消進捗の状況(当該年度土地改良区数)
 - ア) 平成30年度末 累計未収賦課金残額 1,494百万円(88地区)
 - イ) 令和 2年度末 累計未収賦課金残額 1,174百万円(86地区)
 - ウ) 令和 4年度末 累計未収賦課金残額 1,129百万円(84地区)

②事業面から振り返る

施設の維持管理事業は土地改良区の重要な事業の一つです。維持管理事業計画の更新が諸事情からなかなか進まず、実態と乖離した計画のままとなっており、その計画変更の促進は第5次統合整備の重要な課題でした。この5年間で維持管理事業計画の更新は多くの土地改良区で取り組まれており、計画変更に至った土地改良区は8地区になります。

今後とも実態を反映した維持管理事業計画に変更するため、県の指導と連合会の支援を強化する必要があります。

【参考】

○維持管理事業計画策定状況

平成23年度以降に維持管理事業計画更新済の地区

27地区(新規設立含む)

【内訳】県北農林事務所 (2地区)県中農林事務所 (4地区) 県南農林事務所 (2地区)会津農林事務所 (14地区) 南会津農林事務所 (1地区)相双農林事務所 (2地区) いわき農林事務所 (2地区)

- a 中長期計画作成の状況 体制強化事業計画の策定状況 (3地区)
- b 計画的な施設更新・維持管理の状況
 - ア)維持管理事業計画の更新状況 (8地区)
 - イ) 土地改良施設台帳の策定状況 (78地区)
 - ウ) 施設更新費用積立の実施状況(11地区)

③組織面から振り返る

土地改良区の組合員資格交替の有り様がこの5年間で大きく変化してきました。所有者(かつ非耕作者の)組合員が多い我が県の事情から、相続による世代交代等で農業後継者が不在となる、あるいは高齢化、土地持ち非農家の急増、集落機能の低下等を背景として耕作放棄地が増加する、更には組合員の減少や賦課地積の減少により、土地改良区の組織面・財政面に深刻な影響を及ぼしています。その一例を挙げると、土地改良区の受益農地で相続放棄が発生した場合、組合員の資格交替が進まず、無賦課の受益地が増加することとなります。ここに農地バンク等のような相続放棄後も一定期間借地権や使用収益権が維持される状況が生じると、施設の維持管理費を納めない耕作者が受益地に残るという問題が発生します。結果として、土地改良区は施設運営の対価がない状態を強いられ、財政難の要因の一つとなっています。

今後、土地改良区は、畑地化・農地集約化推進議論の場において、土地改良区の意見が反映される仕組みづくりを求めるとともに、法令等を正しく理解して発言できる人材を育成する必要があります。

また、あらゆる分野において男女共同参画が進み、土地改良区においても令和7年度までに理事に占める女性の割合の目標が10%以上と定められ、女性理事の登用が重要な課題となりました。

なお、この5年間に女性理事を登用した土地改良区は3地区ありますが、目標達成のためにさらなる取組が急務となっています。

このため、令和5年度に、女性理事登用を目指した土地改良団体における男女共同参画推進研修会を開催し、オンライン参加も含め37名が参加した。その成果として、23地区の土地改良区が女性理事登用の検討を開始しています。

④土地改良法改正の状況

- a 貸借対照表の公表土地改良区数 (70地区)
- b 総代選挙規程制定土地改良区数 (73地区)
- c 理事監事の資格要件

役員選挙(選任)規程制定土地改良区数(78地区) 員外監事導入土地改良区数(72地区)

- d 利水調整規程制定土地改良区数 (70地区)
- e 准組合員制度・施設管理准組合員制度導入土地改良区数(4地区)

f 総代制導入土地改良区数 (74地区)

第2章 土地改良区の現状と課題

1 土地改良区を取り巻く現状

平成30年の土地改良法改正では、貸借対照表等の作成・公表だけでなく、 耕作者理事の配置、准組合員制度の創設、員外監事の設置、資格得喪手続き の簡易化など、土地改良区の組織運営体制の強化の実施が求められました。

また、令和元年の台風19号による豪雨被害は県内に多くの爪痕を残しましたが、これと同様の被害がその後も日本各地で毎年繰り返され、それに対応した災害復旧事業もまた土地改良区の課題であり、令和4年の同法改正では防災事業の拡充が定められましたが、併せて土地改良事業団体連合会の業務見直しや土地改良区の組織変更制度の創設が行われました。

さらに、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」 に基づく女性理事登用の推進等もあり、多様な主体が土地改良区の運営に参画 することが求められています。

国際的な紛争や災害に伴う燃料費を中心とした物価高騰が、土地改良区の 財政基盤を直撃しており、あと数年物価高騰が続くと、いくつかの土地改良 区が財政難に陥ることが予想されます。

また、日本における人口減少が農村社会の様相を一変させ、後継農業者不足から農地の不耕作化が進んでおり、労働力不足は地域の維持管理事業を停滞させ、事業の外注を余儀なくされ、更なる経済的負担が予想されます。

2 土地改良区が抱える課題

まず、人的側面について、本県には83の土地改良区がありますが、職員数が2名を下回る組織が29地区、常勤職員不在の組織は6地区と、脆弱な状況にあります。これは、ある日突然、運営事務のスキルを持った職員が不在となり運営そのものが困難になる事態が考えられる状況です。

また、新型コロナウィルス感染症の感染が拡大した影響を受け、近年は地域における対面での議論の機会が減少し、土地改良区のコミュニティとしての側面が失われつつあります。このため、世代交代等もあり土地改良区の役割に対する意識が薄れ、土地改良区と組合員の心理的乖離等に起因した、賦課金納入をめぐるトラブルも生じており、近年では訴訟に発展するケースも見受けられるようになりました。

土地改良区はこれまでのような地縁的組織とは言えない状況にあり、少数 者による運営では諸問題に対応できなくなりつつあります。

また、金銭不祥事には内部統制の脆さが指摘され、内部統制に対する役職員の意識向上は、土地改良区が持続的に発展し続けるために急務な課題であると言えます。

さらに、農村の都市化、混住化など社会情勢の変化、地域の将来の効率的な農地利用に参画する新たな業務など、土地改良区の業務が多様化・複雑化

し、土地改良区の収入が減少する(※)一方、物価高騰等の外的要因や、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により支出は増大し、土地改良区の財務状況は深刻な状況に陥りつつあります。

(※)福島県が実施する「未収賦課金調査」の結果から、県内土地改良区において、 賦課調定額は減少傾向が見られる。

第3章 基盤強化に向けた基本方針

1 変革が求められる土地改良区

農産物価格の低迷などによる農家経営の悪化、国際紛争に伴う物価高騰、 行財政改革による市町村からの補助金削減など、統合整備を含む土地改良区 の変革は待ったなしの状況です。

令和4年度から貸借対照表の作成が義務化され、各土地改良区の総資産額が確認できるようになりました。その結果、地区面積500ha未満の多くの土地改良区は、令和4年度決算において前年度対比で大きく資産を減少させており、土地改良施設の減価償却を除いた流動資産も減少の一途を辿っています。このまま社会情勢に変化が無ければ、あるいは土地改良区の自助努力による収支状況の大幅な改善が無ければ、この先10年以内に、県内の複数の土地改良区において運転資金が枯渇するおそれがあります。

そのような中でも、適切な組織運営と施設の維持管理を行っていくためには、恒常的に発生する未収賦課金の解消が不可欠です。この未収賦課金については、福島県土地改良事業団体連合会が福島県の補助事業を活用し「未収賦課金解消等アドバイザー」という賦課徴収の専門家を配置したことで、令和元年以降、減少の傾向に転じました。未収賦課金の減少には法令を遵守した事務運営が必要不可欠であり、常に法制度に基づいた適正な賦課・徴収が必要となります。適正な事業運営の基盤には、土地改良事業計画が実態に乖離することなく絶えず更新される必要もあり、土地改良区内部において今後一層土地改良法の知識と理解が必要になります。

また、土地改良施設の他目的利用は、今後の土地改良区運営の大きな鍵となり得ます。土地改良区を担う若者の育成が、今後新たな施設活用のアイデアをもたらすことに期待し、職員育成を系統的に進めることが土地改良区に求められます。

さらに、施設更新事業に備え、積立を継続的に進める必要があります。所有施設の資産評価の精度を高め、計画的な更新費用を積み立てるには、土地改良区の規模拡大によるスケールメリットの享受が引き続き重要な課題となっています。

これら諸課題に立ち向かえる土地改良区に変革を遂げるには、土地改良区の統合整備は、今や避けて通れない課題です。

2 土地改良区統合整備の推進

土地改良区が適切な施設管理を行い、地域社会の負託に応えるためには、一定規模の組織となり、組織運営基盤の強化を図る必要があります。

このため、次に掲げる基本的な方針に沿って、当事者である土地改良区をはじめ、県、市町村及び連合会が連携しながら、統合整備を強力に推進します。

ア 土地改良区の合併

1) 同一水系一土地改良区の推進

他土地改良区と水系を同じくする土地改良区は42 (推定)ありますが、 ダムや頭首工等の取水施設を同じくする同一水系の区域を単位とした土 地改良区の合併、または、水利権との関係から、同じ河川の流域を単位とし た土地改良区の合併の検討を促します。

用排水系統を同じくする区域を一つの組織体として管理することにより、利水調整などの施設の維持管理を体系的に行うことができるほか、補修・更新等が必要になる場合にも計画的な対応が可能になります。

2) 同一市町村一土地改良区の推進

同一水系の合併が困難な場合には、現在、18市町村において複数の 土地改良区が所在している状況であることから、地域的なまとまりを持 つ市町村・旧市町村等の行政区域を単位とした土地改良区の合併の検討 を促します。

それぞれの土地改良区ごとに設置していた総(代)会、役員・事務局を 一元化することにより、運営事務費の節減と組織体制の充実を図ること ができます。

3) 重複十地改良区の解消

地区の重複がある土地改良区は37ありますが、その解消を図るために関係する土地改良区の合併の検討を促します。

多重賦課の解消や意思決定機関・執行機関の一元化により、効率的で効果的な事務・事業の執行が可能になります。

4) 小規模土地改良区(500ha 未満)の解消

地区面積が500haを下回る土地改良区は30ありますが、その解消を図るために隣接する土地改良区との合併の検討を促します。

土地改良区の規模が大きくなることにより財政基盤が強化され、役員・事務局など組織体制の充実を図ることができるため、土地改良区の 適正で安定的な運営が期待できます。

5) 施設管理が不十分な土地改良区の解消

施設管理が十分に行われていないと判断される土地改良区については、 県、連合会は統合整備を含めた適切な施設管理の方策の検討を促します。 施設の老朽化が進む中、適切な施設管理は防災・減災の観点からも重要 です。

6) その他

統合整備の意向があるにも関わらず検討が進展しない土地改良区については、統合整備の阻害要因を明らかにし、その解消に向けた方策の検討を促します。

また、すでに合併している土地改良区についても、運営基盤の強化のためにさらなる合併の必要性について検討を促します。

阻害要因の解消、更なる合併により、土地改良区の運営基盤が強化されます。

イ 土地改良区の解散(市町村等への施設移管)

土地改良区は、土地改良事業を実施するために県知事より設立を認可された 法人ですが、土地改良事業を一定期間停止している場合には解散を命令できま す。土地改良区において、独立した事務・事業を行っていない場合には、自主的 な解散を促すとともに、土地改良区の解散を検討します。

土地改良区が解散する場合、施設等の移管先としては、登記の関係から法 人格を有することが必要であり、税制面からは公共的な法人であることが望 ましいことから、一般的には地元の市町村が対象となります。

ウ 土地改良区連合、合同事務所の検討

さまざまな理由で統合整備に至らない場合であっても、事務の効率性を 進める観点から、土地改良区に対して土地改良区連合の設立や合同事務所 の設置の検討も促します。

3 統合整備の方針

[基本方針] 独立して維持管理事業のできる土地改良区へ

〔期 間〕令和6年度~令和10年度 5ヶ年計画

[目 標] 65地区(令和5年度末:83地区)※(1)

※(1)P18表「運営基盤強化の基準及び意向等により統合整備の 対象とする土地改良区」参照

ア 土地改良区の運営規模の目安

1) 職員2人以上

運営基盤が維持できる事務局体制(不祥事未然防止のための内部牽制機能、複式簿記会計の対応、世代交代による円滑な事務継承)の整備を図るため、土地改良区の職員は2人以上となるような統合整備を目指します。

2) 地区面積500ha以上

土地改良区の運営基盤が維持できる規模として、職員体制は2人以上、 及び補助事業制度の活用等から、面積は概ね500ha以上となる統合整備を目指します。

イ 対象土地改良区

統合整備の対象を、運営基盤強化のための目安(500ha 未満、職員2人未満)に該当する土地改良区と、アンケート調査結果から解散の意向がある土地改良区とし、運営基盤強化方針期間(R10年度まで)においては、500ha 未満、職員2人未満の双方に該当する土地改良区数と解散の意向をもつ土地改良区数を基本にして、23土地改良区の統合整備を重点的に進めるものとしました。

4 その他の運営基盤強化に向けた方針

土地改良区の運営基盤強化については、統合整備だけでなく、土地改良区 単体で財務、施設管理体制や地域連携などの強化を図る必要があり、次のよ うな方針で臨みます。

ア 財務基盤の強化

土地改良法の改正により貸借対照表の作成とその公表が義務化されましたが、貸借対照表の作成は財務状況の可視化とともに施設更新事業に備えた費用積立に役立ちます。既に作成は進んでいますが、正しく作成・公表されているか、作成されたものが運用されているか、必要に応じ指導・助言を行います。

また、未収賦課金対策は土地改良区にとって重要な課題です。今後もアドバイザー制度などを通して支援していきます。

イ 施設更新体制の強化

老朽化した土地改良施設を更新・補修し、老朽化に起因する突発事故を防止するためには、計画的な施設更新・補修事業の実施が必要であり、特に基幹的な水利施設を管理する土地改良区が費用積立を行えるよう、維持管理計画の変更及び積立計画の作成等に対して必要に応じ指導・助言を行います。

ウ 女性理事の登用

第5次男女協同参画基本方針において、土地改良区の理事に占める女性の割合が令和7年度までに10%以上という目標が掲げられ、福島県においても目標に向け、強く推進していく必要があります。

一方アンケート調査結果からもみられるとおり、土地改良区の関心は高いものの、女性理事登用に向けた取組が進んでいない状況にあります。女性組合員が少ない現状を鑑み、目標に向け優先的に女性理事を登用するため、説明会等により意識醸成を図るとともに、員外役員制度を活用した女性理事登用促進が図られるよう、理事定数に関する定款変更や員外理事規定の整備等に対して助言を行い協議会で役割を分担し支援していきます。

エ 准組合員制度の周知

農地中間管理機構関連農地整備事業などにより担い手への集約が今以上に進み、今後、土地改良区の組合員数が大きく減少し、組織運営や維持管理に支障を来す可能性があります。准組合員制度はこれに対する有効な手法の一つです。そこで、准組合員の制度理解が進むよう周知を図っていきます。

オ 地域との連携

現在、水路等の土地改良施設の維持管理は土地改良区だけで実施されることは少なくなっており、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域社会の中で維持管理されています。人的にも土地改良区の組合員だけで維持管理を行うことは難しく、今後も交付金を活用した地域との連携を推進していきます。また、交付金の事務を土地改良区が受託する場合は、適正な事務が行われるよう必要に応じ指導・助言を行います。

アンケート調査結果

1 調査結果における土地改良区の意向

令和6年からの運営基盤強化基本方針スタート時点における土地改良区の意向 (アンケート調査実施結果より)

(1) 統合整備に係る意向

管内農林 事務所			土地改良区の意向
	1	福島市	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	2	二本松市	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	3	伊達西根堰	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
県北	4	梁川町	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	5	東根堰	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	6	安達	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	7	高木用水	今後状況に応じて、合併もしくは解散を検討する。
	8	岩代町	事業完了後は、合併もしくは解散を検討する。
	9	東和町	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	10	大玉	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	11	安達疏水	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	12	西田町	施設の維持管理が必要であり、単独で存続する(現状維持)。
	13	安積疏水	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	14	熱海	現在、休眠土地改良区で、解散指導中。
	15	郡山市多田野	今後状況に応じて、合併を検討する。
	16	郡山市東部	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	17	三穂田	事業実施中につき当面単独で存続する(現状維持)。
	18	須賀川市	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
県中	19	江花川沿岸	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	20	岩瀬	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	21	広戸川沿岸防災溜池	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	22	赤羽新屋敷	施設の維持管理が必要であり、単独で存続する(現状維持)。
	23	母畑地区	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	24	浅川町	今後状況に応じて、合併もしくは解散を検討する。
	25	玉川村	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	26	三春町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	27	白河市	今後状況に応じて、合併を検討する。
	28	阿武隈川上流	施設の維持管理が必要であり、単独で存続する(現状維持)。
	29	矢吹原	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	30	矢吹	施設の維持管理が必要であり、単独で存続する(現状維持)。
	31	矢吹西部	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	32	西郷村	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
県南	33	表郷	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
採用	34	社川沿岸	施設の維持管理が必要であり、単独で存続する(現状維持)。
	35	白河市東	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	36	穴堰水系	施設の維持管理が必要であり、単独で存続する(現状維持)。
	37	泉崎村	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	38	中島村	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	39	大信	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	40	棚倉町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。

管内農林 事務所		土地改良区名	土地改良区の意向
	41	会津中央	今後状況に応じて、合併を検討する。
	42	戸ノロ堰	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	43	会津若松市湊	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	44	小田高原	今後状況に応じて、合併を検討する。
	45	雄国山麓	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	46	会津北部	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	47	駒形	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	48	山都町	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	49	西会津町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	50	布藤堰	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
会津	51	磐梯西部	今後状況に応じて、合併を検討する。
	52	猪苗代町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	53	高郷	施設の維持管理が必要であり、単独で存続する(現状維持)。
	54	阿賀川	今後状況に応じて、合併を検討する。
	55	袋原	施設の維持管理が必要であり、単独で存続する(現状維持)。
	56	会津坂下町只見川	今後状況に応じて、合併を検討する。
	57	柳津町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	58	会津東部	施設の維持管理が必要であり、単独で存続する(現状維持)。
	59	会津宮川	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	60	会津大川	今後状況に応じて、合併を検討する。
	61	昭和村	今後状況に応じて、合併もしくは解散を検討する。
	62	下郷町	解散を検討中。
南会津	63	只見町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
用女件	64	舘岩	解散を検討中。
	65	南会津町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)
	66	南相馬	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	67	八沢干拓	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	68	そうま	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	69	広野町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	70	楢葉町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
相双	71	富岡町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	72	大熊町	市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する(現状維持)。
	73	請戸川	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	74	新地町	今後状況に応じて、合併を検討する。
	75	鹿島町	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	76	飯舘村	解散準備中。
	77	四時川沿岸	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	78	千軒平溜池	今後状況に応じて、合併を検討する。
	79	磐城小川江筋	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
いわき	80	鮫川堰	独立した水系の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	81	愛谷堰	旧市町村単位の土地改良区であり、単独で存続する (現状維持)。
	82	井上用水堰	今後状況に応じて、合併を検討する。
	83	いわき市勿来地区	今後状況に応じて、合併を検討する。

計 83土地改良区 ※ 土地改良区連合は含まない

運営基盤強化の基準及び意向等により統合整備の対象とする土地改良区

管轄農林事務所	土地改良区数 (R6.3.31現在)	第6次期間(R6~R10年度)に 重点的に統合整備を進める土 地改良区数	
県北	11	2	9
県中	15	6	11
県南	14	2	12
会津	21	6	17
南会津	4	2	2
相双	11	2	9
いわき	7	3	5
県計	83	23	※ (2) 65

[※] 土地改良区連合(1)は含まない

(2) 男女共同参画に係る意向

男女共同参画の推進について、土地改良区内 で周知していますか。	している	39	いない	44
土地改良区内の女性組合員数を把握していますか。	している	65	いない	18
女性理事の登用について、検討をしています か。	している	23	いない	60
「1.検討している」を選択した場合、検討 段階を記入ください。	理事会	6	事務レベル	11
	行動計画検討中			1
男女共同参画の推進で該当する項目はどれで	組合員理事の登用			12
すか。	員外理事の登用			7
	候補者が想定されている			1

^{※(2)}合併等のため、土地改良区数-統合整備を進める土地改良区数とイコールとはならない。

第4章 土地改良区運営基盤強化基本方針の推進体制

1 福島県土地改良区運営基盤強化協議会

本方針の効率的かつ効果的な推進を図り、土地改良区の実情に即したきめ細かな支援を行うため、関係機関による福島県土地改良区運営基盤強化協議会(以下、「協議会」という。)を設置しました。

協議会においては、毎年度の活動計画を定めるとともに、当該年度の活動内容を確認及び取りまとめの上、次年度以降の活動に反映します。

活動計画の策定・実行にあたっては、関係土地改良区等の意見等を聴き、現場の意向を踏まえながら進めます。

(1)協議会の構成

協議会は、国(東北農政局)、県(農林水産部農村計画課)及び土改良事業団体連合会をもって構成します。また、必要に応じて市町村その他必要な者から意見を聴取します。

(2) 運営実務委員会の設置

協議会を構成する機関の実務者を委員とする運営実務委員会を設置し、協議会の活動計画など具体の対策の案を作成し、協議会の決定を求めます。

(3)協議会事務局の設置

事務局は、県が担当します。

(4)協議会の役割

ア国は、情報提供・助言などの支援を行います。

- イ 県は、土地改良事業団体連合会と連携協力して、運営基盤強化基本方針 の総合的な推進を図ります。
- ウ 土地改良事業団体連合会は、運営基盤強化基本方針に基づき、土地改良区 に対し、県及び市町村と連携協力して、啓発及び助言等支援を行います。
- エ 土地改良区は、組織の運営基盤の強化に主体的に取り組み、持続可能な土地改良区運営の確立を図ります。

(5)協議会の役割

ア 統合整備推進の指導・助言

土地改良区は施設の維持管理を担う公的機関であり、土地改良区の組織運営基盤強化は土地改良区自らの問題であることについて、土地改良区の

役職員や組合員が認識を深め、主体的に統合整備に取り組むことができるよう、土地改良区の協同組織である連合会と、指導・検査機関である県とが連携を図りながら推進体制を構築し、指導・支援・啓発を進めます。

具体的には、統合整備の方向性が明確になった土地改良区や、統合整備が必要と判断される土地改良区については、組織運営基盤強化の意識の醸成に向けた研修会等を行うなどの啓発を行うとともに、土地改良区間における検討・協議の場で必要な助言・指導を行います。

また、解散予定土地改良区については、事業目的達成後速やかに解散できるよう、必要な指導・助言を行います。

イ 女性理事登用推進の指導・助言

第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)において、土地改良区の理事に占める女性の割合を令和7年度に10%という数値目標が掲げられたため、目標達成に向け女性理事登用促進が図られるよう指導・助言を行います。

ウ その他事業の推進等

県、連合会が連携し、土地改良区の体制強化及び農村地域の発展のために必要な事項について指導・助言を行います。

○運営基盤強化基本方針の推進体制

